

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱において狛江市が事業者
に求める基準

平成 27 年 7 月 8 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成
27 年 4 月 9 日 26 都市住民第 1714 号局長決定。以下「都要綱」という。）第 5 の 1 の
一のアに規定する区市町村が事業者を求める基準を定めることにより、狛江市（以下
「市」という。）の地域特性等を東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業に適切に
反映させることを目的とする。

(基準の内容)

第 2 条 前条に掲げる区市町村が事業者を求める基準について、市が都要綱第 4 に規定す
る補助金の交付の対象となる事業を市内において行う者（以下「事業者」という。）に
求める基準は、次のとおりとする。

- (1) 東京都サービス付き高齢者向け住宅（以下「高齢者向け住宅」という。）の入居者
の募集（当該住宅の開設後に行うものも含む。）に当たっては、市内に居住する者の入
居を優先させるため、その開設に際し、市内にある戸建住宅、集合住宅、市内の地域包
括支援センター（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 46 第 1 項に規定す
る地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、市内において地域密着型サービス等を
提供する事業所（都要綱第 3 の八に掲げる地域密着型サービス事業所等をいう。）に当
該高齢者向け住宅の入居者募集に関する案内物の配布等を行い、入居者数の 2 分の 1 以
上の者を現に市内に居住する者とする。ただし、当該高齢者向け住宅の入居可能日から
起算して 1 月以上空き室となっている場合においては、現に市外に居住する者の入居を
可とすること。
- (2) 当該高齢者向け住宅の整備計画が市内の地域別の高齢者人口分布に偏在を生じさ
せ、介護保険事業計画の達成を妨げる規模ではないこと。
- (3) 事業開始後定期的に当該高齢者向け住宅の入居者（以下「入居者」という。）の状
況を市に報告すること。
- (4) 連携、併設又は近接する医療及び介護サービス事業者が提供する医療及び介護サー
ビスについては、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象とすること。
- (5) 連携、併設又は近接する医療及び介護サービス事業者以外の医療及び介護サービス
について入居者が自由に選択することを妨げないこと。
- (6) 当該高齢者向け住宅の工事請負事業者決定に係る入札等においては、市内に所在す
る事業者を積極的に参加させること。
- (7) 当該高齢者向け住宅の管理又は運営において人員を雇用する場合は、狛江市民を優
先的に雇用すること。

- (8) 高齢者向け住宅の建築物及び付帯設備の維持及び管理において請負契約を締結する場合は、市内に所在する事業者を優先的に採用すること。
- (9) 当該事業者の財務状況等が本事業を継続的に実施できると認められること。
- (10) 事業者の変更が生じた場合には、当該事業を引き継いだ事業者も引き続き、この条において規定する規定を遵守すること。

(都知事からの照合依頼)

第3条 市長は、都要綱第5の1の2のイの規定に基づく東京都知事からの照合依頼を受けた場合には、当該依頼と添付される事業計画概要書等と本基準の規定を照合し、その結果を回答するものとする。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、市長決裁の日から施行する。